

ローズ訪問看護ステーション 料金表【介護保険】

サービス内容		料金（単位）	
		介護	予防
訪問看護費	訪問看護Ⅰ－１、予防訪問看護Ⅰ－１（20分未満）	314 単位／回	303 単位／回
	訪問看護Ⅰ－２、予防訪問看護Ⅰ－２（30分未満）	471 単位／回	451 単位／回
	訪問看護Ⅰ－３、予防訪問看護Ⅰ－３（30分以上1時間未満）	823 単位／回	794 単位／回
	訪問看護Ⅰ－４、予防訪問看護Ⅰ－４（1時間以上1時間30分未満）	1,128 単位／回	1,090 単位／回
	*上記4項目の訪問は、准看護師の訪問の場合、90/100となります		
	理学療法士等による訪問看護Ⅰ－５（1回あたり20分、1週間に6回が限度）	294 単位／回	284 単位／回
	理学療法士等による訪問看護Ⅰ－５・２超（1日に2回を超える場合 90/100）	単位／回	単位／回
加算	サービス提供体制化加算（訪問看護費の1回の訪問毎に加算） Ⅰ 看護師等の総数のうち、3年以上の者の占める割合が、60%以上であること Ⅱ 看護師等の総数のうち、3年以上の者の占める割合が、30%以上であること	6 単位／回 3 単位／回	
	夜間（18時～22時）・早朝（6～8時） 深夜（22時～6時）	単位数×25% 単位数×50%	
	緊急時（介護予防）訪問看護加算 （24時間連絡体制をとり、緊急時に必要に応じて対応） （Ⅰ）： 要件（1）（2） （Ⅱ）： 要件（1） 算定要件 （1）利用者又はその家族等から電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること （2）緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理などの体制の整備が行われていること	600 単位/月 574 単位/月	
	特別管理加算 （Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500 単位／月	

<p>(Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 や真皮を超える褥瘡の状態等であること</p>	250 単位／月
<p>専門管理加算 (専門性の高い看護師が高度なケアや計画的な管理を行った場合に算定できる加算)</p> <p>I 緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工膀胱に係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合</p> <p>II 特定行為研修を終了した看護師が計画的に管理を行った場合</p>	250 単位／月
<p>複数名訪問看護加算 (Ⅰ): 30分未満 30分以上</p> <p>複数名訪問看護加算 (Ⅱ): 30分未満 看護補助者 30分以上</p>	<p>254 単位／回 402 単位／回</p> <p>201 単位／回 317 単位／回</p>
長時間訪問看護加算	300 単位／回
ターミナルケア加算	2500 単位
退院時共同指導加算	600 単位／回
<p>初回加算</p> <p>(Ⅰ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。(2)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(Ⅱ) 指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>350 単位 (月 1 回)</p> <p>300 単位 (月 1 回)</p>

*** 1 単位の単価は 10 円 自己負担はそのうちの 1 割もしくは 2 割です。**